

計画の基本的な事項		空家等の定義（空家等対策特措法※第2条第1項）
(1) 計画の位置付け 空家等対策特措法※第6条第1項に基づく「空家等対策計画」です。	(4) 対象とする空家等の種類 空家等対策特措法※第2条第1項で規定する「空家等」及び「空家等となるおそれのある住宅」を対象とします。	建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
(2) 計画の期間 2018年度から2027年度までの10年間とします。		
(3) 対象とする地区 市内全域を対象とします。		

段階に応じた4つの取組と10の施策

本市では、「空家になる前に」、「空家になったら」、「空家を活かして」という3つの段階に応じ、次の**4つの取組**を実施します。
この4つの取組に対応し、**10の施策**と**包括施策**を展開します。

空家になる前に

空家の発生を抑制する取組

施策1：所有者自身による空家管理の重要性の啓発

空家になったら

空家を適正に管理する取組

施策2：空家に関するデータベースの整備
施策3：シルバー人材センターとの協定締結

空家の危険を解消する取組

施策4：空家除却費の補助
施策5：空家の除却による税負担増に対する支援
施策6：地域の居住環境の保全

空家を活かして

空家や跡地を活用する取組

施策7：空家の利活用、跡地利用の促進
施策8：不動産関連サービスの充実
施策9：「全国版空き家・空き地バンク」への参加
施策10：「新たな住宅セーフティネット制度」への取組

管理不全で周囲に悪影響

特定空家等

特定空家等に関する措置

包括施策：まちの活力・魅力アップ

既存住宅を活用した定住促進！
「親との同居・近居」、「職住近接」サポート事業

✓ 市外に住む子世帯と市内に住む親世帯が同居又は近居する場合
✓ 市内の事業所で働く市外在住の方が市内に居住する場合

空家の取得やリフォーム等のための費用の一部を補助

特定空家等に関する措置

市民の生命、身体及び財産を保護するとともに生活環境の保全を図るために、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている**特定空家等**と認められる建築物に対し、必要な措置を講ずるものとします。

特定空家等（空家等対策特措法第2条第2項）

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

所有者・管理者への通知

■ 空家の状況通知
■ 修繕・改善・除却等の安全対策措置の依頼

改善

改善されない場合

立入調査

立入拒否の場合、過料

特定空家等の判定

所有者不明の場合

所有者が特定できた場合

助言・指導

改善・除却等

改善されない場合

勧告

改善、除却等

固定資産税の特例除外

勧告内容が履行されない場合

命令

改善、除却等

命令違反の場合、過料

命令内容が履行されない場合

行政代執行

除却等

代執行の費用の徴収

略式代執行

除却等

特定空家等に対する措置の流れ

空家の適正管理

空家・跡地の有効活用